

## 第2期中心市街地活性化協議会推進体制(案) 各組織の概要

	全体会議	運営会議	プロジェクト会議
設置根拠	中心市街地の活性化に関する法律第15条 大津市中心市街地活性化協議会規約第11条及び第12条	大津市中心市街地活性化協議会規約第11条及び第13条	大津市中心市街地活性化協議会規約第11条及び第14条 大津市中心市街地活性化協議会 プロジェクト会議規程
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2期計画全体の総合調整</li> <li>・情報共有</li> <li>・協議会の事業計画、予算の審議</li> <li>・規約の改廃に関すること</li> <li>・役員の選任 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体会議の協議事項の調整</li> <li>・2期計画の進捗管理、調整 ※プロジェクト間の連携 ※未実施事業等のフォロー</li> <li>・情報発信に関すること</li> <li>・協議会の事業計画、予算（案）の作成</li> <li>・協議会の予算の執行管理 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営会議の協議事項の調整</li> <li>・事業に向けた調査・研究</li> <li>・事業の企画・立案（事業計画、予算含む）</li> <li>・事業の実施</li> <li>・情報収集 等</li> </ul>
委員	中活法第15条（規約第6条）に基づく構成員において、各構成員が指名した者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・(株)まちづくり大津</li> <li>・大津商工会議所</li> <li>・2期計画の事業実施主体</li> <li>・2期計画の実行に密接に関連する団体等</li> <li>・大津市</li> </ul>	<p>以下に示す者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(株)まちづくり大津 [運営会議担当取締役]</li> <li>・大津商工会議所 [専務理事]</li> <li>・各プロジェクト会議のリーダー、サブリーダー</li> <li>・大津市 [都市再生課長]</li> </ul>	<p>個別事業の企画・立案、実施をしようとする者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト会議のリーダーは全体会議の委員の中から会長が指名。全体会議及び運営会議の委員に就任する。</li> <li>・プロジェクト会議のサブリーダーは、リーダーが指名。運営会議の委員に就任する。</li> <li>・その他の委員はリーダーが指名した者（全体会議委員以外の者も参加可能）</li> </ul>
まちづくり会社との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表取締役が委員に就任</li> <li>・取締役（運営会議担当）が委員に就任</li> <li>・事務局として会議を運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役（運営会議担当）が委員に就任</li> <li>・事務局として会議を運営</li> </ul>	・事務局として会議を運営
1期計画との違い (改善点等)	・プロジェクト会議、運営会議、まちづくり会社の取締役会を経た内容を審議する。 ※議題内容の熟度が高い ※多数の関係者の意見が反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適宜開催することにより、計画の進捗を把握し、柔軟かつ効果的な運営を行う。</li> <li>・プロジェクト会議間の連携を図る ※効果的な事業実施</li> <li>・未実施事業に対するフォローを検討、実行</li> <li>・情報発信（協議会、会社HP運営）の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中活協議会の予算を活用することで事業の実行性を高める。 ※事業の企画→予算要求プロセスが必要</li> <li>・各プロジェクトのリーダー、サブリーダーの協議会の運営面での関わりを強化（運営会議への参加）することで、実行性及び事業効果を高めるとともに責任を明確化</li> </ul>